

【山形大学大学院有機材料システム研究科博士後期課程】

*満たすべき水準

山形大学大学院有機材料システム研究科博士後期課程

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、有機材料システム研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士・博士」の学位を授与します。

1 高度な専門職従事者としての知識と技能

(1) 有機材料システム分野における研究能力と高度な専門性に支えられた論理的な思考力および記述力を備えている。

(2) 博士後期課程ではさらに、有機材料システム分野における豊かな学識を有しており、研究者として自立できる能力を身につけている。

(3) 世界に通用する高度に専門的な研究・教育に従事するために必要な研究能力を有している。

2 課題解決能力・新領域の開拓能力

(1) 高いコミュニケーション能力を有し、情報をグローバルに発信できる。

(2) 博士後期課程ではさらに、国際的視野に立って自ら研究リーダーとして技術・学術の発展を牽引し、社会に貢献できる素養を有している。

—博士後期課程—

山形大学大学院及び大学院有機材料システム研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、教育プログラム(有機材料システム専攻・博士後期課程)では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「博士」の学位を授与します。

1. 有機材料システム分野における豊かな学識を有しており、研究者として自立できる能力を身につけている。

2. 世界に通用する高度に専門的な研究・教育に従事するために必要な研究能力を有している。

3. 国際的視野に立って自ら研究リーダーとして技術・学術の発展を牽引し、社会に貢献できる素養を有している。

*項目

(a) 研究テーマに新規性・独自性があること。

(b) 自ら研究を計画・遂行するための専門的知識を基に、研究背景・目的が正しく述べられていること。

(c) 学位論文の構成が適切で、体裁が整っていること。

(d) 学位論文の記述が論理的で、設定した研究テーマに沿った明確な結論が述べられていること。

最終試験は、関連する事項に対して論文審査委員が口頭又は筆頭で試問を行う形で実施される。

*審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目

の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

*** 審査の方法**

履修基準の授業科目を修得する見込みが付き、必要な研究指導を受けた学生は、論文計画の審査に合格した後に、博士論文を作成し、審査申請することができる。

提出された論文は、研究科委員会が選出する論文審査委員により審査される。